中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会 共済小委員会 (第14回)

令和元年9月11日(水) 経済産業省中小企業庁 事業環境部企画課経営安定対策室 経営支援部小規模企業振興課 日時:令和元年9月11日(水)10時00分~11時00分

場所:経済産業省別館3階310会議室

○佐藤経営安定対策室長 皆さん、おはようございます。

それでは、黒川委員の到着が遅れておるようですが、定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第14回共済小委員会」を開催いたします。

部屋の中が大変暑くなっております。上着を脱いでいただければと思います。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私、経営安定対策室長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、経営支援部長の奈須野より御挨拶をさせていただきます。

○奈須野経営支援部長 どうも皆さん、おはようございます。

経営支援部長と事業環境部長をやっております、奈須野でございます。

本日は、お忙しい中、多数御参集いただきまして、ありがとうございます。

また、日ごろから経済産業行政、中小企業行政につきまして、御理解、御協力を賜りま してありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

今日は、毎年恒例ではありますけれども、倒産防止共済、小規模企業共済について現状を改めてレビューして御報告申し上げるということと、小規模企業共済が平成27年の改正から4年がたちまして、5年ごとの見直しをやるというルールになっておりますので、それに向けての検討を行いたいということで、皆様方から5年見直しの検討の進め方について御意見を賜りたいと思っております。

また、今回も引き続き忌憚のない御意見をお寄せいただければと思っております。よろ しくお願いします。

○佐藤経営安定対策室長 本日は、委員総数18名のところ、14名の委員に御出席いただいております。

中小企業政策審議会令第8条に規定されます、過半数の出席を満たしていることを御報告させていただきます。

それでは、審議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

お手元のiPadに、委員名簿、議事次第、資料が3つ映っておりますでしょうか。

それでは、これからの議事進行を山本委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○山本委員長 皆さん、おはようございます。

小委員長の山本です。

本日も、本委員会の円滑な運営に努めてまいりますので、どうか御協力のほどよろしく お願いいたします。 本日の議事は、お手元の議事次第にありますとおり、3つの議題 $1 \sim 3$ までということになっております。

早速ですが、まず議題の「(1)中小企業倒産防止共済制度の現状について」につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○佐藤経営安定対策室長 それでは、資料1、中小企業倒産防止共済制度の現状について、 これは報告事項でございます。

まず、1ページ目でございます。

これは皆さん、よくご存じのことと思われますので、簡単に説明いたします。この制度は、取引先の企業が倒産して、売掛金債権の回収が困難となった場合に、自らの連鎖倒産を回避するために、共済金の貸し付けを行う制度であります。積立金の10倍以内の貸し付けとなっています。下のほうに条件が書いておりますけれども、掛金の限度額が800万、貸付限度額が10倍の8000万ということになります。

続きまして、次のページでございます。

加入と在籍状況でございますが、在籍件数、緑の線ですが、この10年間一貫して伸びておるのですが、加入件数がピンクの棒でございます。これが、今回5年ぶりに前年度を下回っております。この減少が一過性のものかどうかというのは、今年度の動向を見て判断することになります。

3ページ目でございます。

月額の掛金の実績でございます。左のほうが新規の加入者のものですが、過半が20万となっております。また、右のほうは在籍者全体の数字ですけれども、3割を超えていると。

4ページでございます。

月額掛金の実績の推移でございます。平成23年に制度改正をいたしまして、掛金を20万に上げたわけですが、この一番上の薄い紫の部分が一貫して増加傾向にあるということでございます。

5ページ目でございます。

加入状況、業種別です。これは業種の内訳が産業構成見合いでございます。建設業、製造業、不動産、小売業が多くなっております。

6ページ目でございます。

貸付金の実績です。倒産件数は緑色の線でございますが、減少傾向であります。近年では、平成20年、これはリーマンショックがピークになっておるのですけれども、それ以降減少しております。貸し付けでございますけれども、残高は青い棒です。それに呼応して減少傾向にございます。

7ページ目でございます。

一方、一時貸付金、これは1年の一括償還で有利子なわけですけれども、増加傾向にあります。新規の貸付件数、これは緑色の線です。新規の貸付額、これは棒ですけれども、ともに伸びておるところでございます。

最後に、決算でございます。

まず、貸借対照表でございますが、下に≪基金経理≫と≪業務等経理≫が書いておりますけれども、基金経理を中心に御説明いたします。

全体でございますけれども、加入者の増加によりまして、貸借対照表の規模が拡大して おります。1 兆8842億と、昨年よりも約2000億円増加しております。

貸倒引当金でございますが、これは流動資産と固定資産にそれぞれ計上されておるのですが、206億円ということです。これは、貸付金の残高が減っているということもありまして、昨年よりも微減となっております。

一方、前受金でございますが、前納掛金の増加によりまして、900億円と昨年よりも少し増えております。この結果、共済基金が1兆7321億円と増加しております。

9ページ目でございます。

損益計算書でございます。これも、≪基金経理≫ですね。左下になりますが、まずは「収益の部」でございます。共済事業掛金等収入ですけれども、これは加入者の増加に伴いまして、3144億円と昨年よりも200億近く増えております。

また、資産運用収入でございますけれども、運用可能資産が増加したことによりまして、20億と少し増えております。昨年、運用改善策ということで御説明しました、基金経理から小規模企業共済の融資経理への、貸し付けですが、今年の4月から貸し付けを開始しております。今年度の決算に反映されることになります。

次に、「費用の部」でございます。前納減額金でございますけれども、昨年減額率を大幅に引き下げたこともありまして、18億、昨年は44億ですので半減以下になってございます。

以上が、倒産防止共済制度の現状でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問があれば、順にお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

おおむね経済状況を反映してといいますか、倒産件数も少ない状況で推移しており、他 方で若干新規加入者は減少したということですけれども、依然として高い水準で推移して おり、結果として財務状況は比較的安定した状態にあるという御説明であったかと思いま すが、特段の質問等はございませんでしょうか。

どうぞ、大橋委員。

- ○大橋委員 倒産率が減っていく一方で、逆に加入者が増えていく、掛金も増えていくの はどういう背景があるのか、もしも何かおわかりになることがあれば、教えていただきた いのですけれども。
- ○佐藤経営安定対策室長 済みません、因果関係と。
- ○大橋委員 はい。御理解されている理由を教えていただければありがたいです。
- ○佐藤経営安定対策室長 まさに、制度自体がセーフティーネットの制度でございまして、

そういう意味では倒産件数が減ることによって、本来の利用がなされていないような形になっておるのですけれども、それは本来制度を設置した趣旨からすれば望ましいことかなと思っております。

当然倒産の数とそのまま売掛金が回収できないものがリンクするわけではないですけれども、大きな傾向として見れば倒産件数と密接な関係があると考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。どうぞ、河原委員。

○河原委員 関係ないかもわかりませんが、私も信用調査、倒産集計もさせていただいていますけれども、数年来、御承知のとおり倒産件数はずっと減っています。そして同時に今期に入りまして、若干2~3ヶ月は増えたのですけれども、8月に行きますとちょっとまた減っているのですよね。いいことなのですよ、倒産が減るということは。

だけれども、これにつきましても、本当に景気がいいのかどうかでいうと、疑問があります。きのうも金融機関の方と話していたのですが、金融機関に資金を供給し続けようという体制もあります。その中で、過度にいつも、先月は2日ほど実質で少なかったのですけれども、そういう集計と少し違う部分も、これからも可能性はあると思ったほうがいいと思います。

だけれども、昔と違うのは、手形っていうのを余り発行しなくなってきたんですよ。昔は、5ヶ月間発行しているのは普通にありました。そうすると、2000万でも1億円の負債になってしまう。手形が減少する替わり、売掛金という形で残ったのですね。それをどこだかに債権売却されるのですけれども、そういうことは残っているのですけれども、以前よりは負債額の発生額は大幅に減少しています。そういう状況にあるとは、思っておいたほうがいいかと思います。倒産が少ないから即、景気がいいのだということではなさそうだと、これは政府には申しわけないのですけれども、そういう意味とは違うのだと思っています。そういう感じです。ただ、倒産の件数は確実に減っています。

過去、2万件弱あったのですが、今、年間8,300件ぐらいですから、負債額はものすごく 落ちています。そういう状況ですね。

- ○山本委員長 ありがとうございます。 どうぞ、鹿住委員。
- ○鹿住委員 ありがとうございます。

今の大橋委員の御疑問に対して補足説明をさせていただきます。 7ページをごらんいただくと、倒産による共済金の貸し付けは減っているのですが、一時貸付金はずっと右肩上がりで増加しているわけです。今、銀行に預けておいてもほとんど金利はつきませんので、ここで掛金を積んでおいて、少しお金が必要だなと、別に取引先が倒産したわけではないのだけれども資金繰りの関係で少しお金が要るなというときに、要するに使いやすい貸し付けの方法として使われている訳です。 もちろん掛金は損金算入されますし、恐らく中小

企業さんの側からすると、資金調達手段の一つとしてこういうものを持っておくと便利だなと、しかも損金算入で税金が少し節約できるしと。多分その辺で非常に人気が高いのではないかと思います。

もちろんいざというときの取引先の倒産等に対する備えもあるかと思いますが、一方で 今の金融状況を考えると、資金調達手段の多様化ということで、一つこういう形で持って おくといいかなと、それが人気の秘密かなと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○堤委員 鹿住先生、全くそのとおりだと思っておりまして、少し会社の景気が良いとき に、こちらのほうに積んでいくということで、倒産リスクを回避するわけです。

手を挙げさせていただきましたのは、そういった中小企業のまさかというときの備えとして、またどこかのタイミングでこの800万の上限金額をもう少し積めるように、それぞれの企業の経営努力の中でさせていただけるようなことがあると、活用する企業は増えると思います。低金利の銀行に預けているよりは、万一の互助の精神で、そして自分の会社も助かることができるという意味で言うと、本共済の積み立ての上限をもう少し上げるとか、一回あたりの積立金額の上限の増額に関して、積極的に御議論いただければということで、意見を申し上げさせていただきました。

以上です。

- ○山本委員長 ありがとうございます。 コメントは何かありますか。
- ○佐藤経営安定対策室長 利便性の向上という観点で、不断の見直しはしていきたいと思っております。

5年見直し、これは再来年に来るので、来年はそういう制度の見直しの議論もさせていただくことになるかと思うのですけれども、そこの中の一つの項目として、そういった掛金の引き上げる可能性についても検討したいと思っております。

- ○堤委員 ありがとうございます。
- ○山本委員長 どうぞ、小野委員。
- ○小野委員 ありがとうございます。

財政的な観点からお伺いしたいのですけれども、損益計算書を拝見しますと、合計の部分で、右下に当期損失というものが2900万ございます。これは、業務等経理の当期損失になっているということです。そういう意味で言うと、基金経理のほうでは当年度に関して損益があったのかどうかというのがちょっと見づらいと感じました。また、それを貸借対照表にした場合、2900万というのは結局どこに組み込むのかという部分で、ひょっとしたら資本剰余金のところかなという気もするのですけれども、その辺りを御説明いただくとありがたいのですが。

○山本委員長 飯田さん、どうですか。

○中小機構飯田共済事業推進部審議役 審議会の場なので、済みません。改めてきちんと確認をとってから、発言をさせていただければと思います。

申しわけございません。

○山本委員長 それでは、調査していただいて、御質問にお答えいただければと思います。 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題1につきましては、以上にしたいと思います。

続きまして、今度は小規模企業共済のほうでありますが、議題2「小規模企業共済制度の現状について」及び議題3「小規模企業共済制度の5年見直しの検討の進め方について (案)」につきまして、あわせて議事を進行したいと思います。

この点について、まず事務局から御説明をお願いします。

○岡田小規模企業振興課長 はい。小規模企業振興課長をやっております、岡田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料2をごらんになっていただければと思います。

1ページ目でございますけれども、「小規模企業共済制度の概要」でございます。御承知の方もいらっしゃるかと思いますけれども、小規模企業の個人事業主あるいは会社の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度ということで、制度設計されております。

下のほうに書いてございますけれども、共済事由といたしましては、1つは「A共済事由」ということで、個人事業の廃止、死亡あるいは会社等の解散、こちらが一番手厚い共済金が出る形になりますけれども、掛金をおおむね1.5%で複利計算した元利合計額に相当する額をお支払いさせていただくという形でございます。以下、B共済、こちらは老齢給付になりますけれども、こちらは掛金のおおむね1%で複利計算した元利合計額に相当する額をお支払いさせていただく形です。次に、「準共済事由」ということで、こちらのほうは法人成りした場合、その会社の役員に就任しない場合あるいは会社等の役員の退任、65歳以上の場合等を除きますけれども、こちらにつきましては掛金納付年数が18.5年までは掛金合計額、それ以降は先ほどの「B共済事由」の91%相当額をお支払いさせていただくということでございますが、途中解約をされたりあるいは1年間の滞納があったような場合には、一番右の「解約事由」に該当します。掛金総額の80~120%ということで、こちらは20年未満の場合には掛金総額を下回るような形になります。

次のページをごらんになっていただければ、「加入・脱退・在籍者数の推移」でございますが、こちらは平成22年度以降は加入者と脱退者数が逆転しておりまして、この折れ線グラフにございますが、在籍人数は増加に転じてございます。平成26年度以降につきましては、加入が脱退を大きく上回っている状況でございます。

次のページを見ていただきますと、「在籍者割合の推移」でございますけれども、こちらのほうは小規模企業数が減っている状況で、今申し上げましたとおり、在籍者数は増えておりますので、割合にいたしますと直近で46.8%ということで、この折れ線にあるよう

に年々上がってきているという状況でございます。一点注意するべきは、在籍者数、分子の部分につきましては共同経営者とか会社の場合は役員なども含みますので、1企業必ずしも1契約者というわけではございませんので、こちらは一つの参考数値として見ていただければと思います。

次のページですが、「共済契約者の年齢構成」でございます。新規の加入者、左側の円グラフのほうですけれども、こちらは30代、40代で過半数ということになっておりますが、右側の在籍者数をご覧になっていただきますと、60歳以上で40%を超えると、平均で57.8歳という状況になってございますので、在籍者の高齢化というのが見てとれるかと思います。

次のページを見ていただきますと、「掛金月額別の構成」でございますが、こちらは6万500円から7万円というのが新規で34.5%、在籍者で40.3%ということで、この制度は7万円が掛金の限度額となっておりますので、上限に近い額で掛けていらっしゃる方が多いということで、税制上のメリットなどもありますので、なるべく多く掛けようとされているのかなというところが伺えます。

次のページが、「業種別の在籍者分類」ですけれども、サービス業が大体3分の1程度 ということで、次いで建設、小売、製造業ということでございますが、小規模事業者の構 成割合にほぼ近いような形になってございます。

次のページが、「共済金等の支給」でございますが、共済金の支給金額につきまして、 平成24年度は6000億を超えておりましたけれども、その後、減少傾向にございます。解約 手当金につきましても、平成20年度以降、金額・支給者数ともに減少傾向にあるという状況でございます。

次のページ、以上を受けまして「収支(掛金-共済金等)の状況」でございます。平成26年度以降につきましては掛金の収入額が、共済金等の支給額を上回るという状況が続いておりまして、キャッシュフロー上も、近年は共済金等の支給には掛金の収入で対応できているという状況でございます。

次のページでございますが、予定利率につきましては平成16年の4月以降ずっと1%ということで据え置いてございますけれども、決算利回りにつきましては、概ね1%を超えるような形で推移してございます。直近、平成30年度につきましてはちょうど1%ということでございます。それを受けまして、損益と剰余金・決算金の状況ですけれども、平成20年度に1兆円近くの欠損金がございましたが、その後順調に解消いたしまして、平成26年度には累積の欠損金が解消したという形でございます。直近、平成30年度末の利益剰余金は2554億円となっております。

次のページが、(基本ポートフォリオ)でございますが、こちらは法律の25条に基づいて中小機構が基本方針を策定しておりますけれども、その中で基本ポートフォリオは自家運用が81.6%ということで、自家運用の部分のほとんどが国内債券という形になってございます。委託運用の部分は18.4%という構成になっております。

次のページでございますが、共済の契約者貸付制度でございますが、こちらは掛金の7割から9割の範囲内で事業資金等を借り入れすることができる制度でございますが、こちらは件数でいうと平成20年度、金額でいうと平成21年度をピークに、ともに減少傾向にあるということでございます。

次のページに、貸借対照表をつけてございますけれども、こちらは近年の加入者増加、それから在籍者の増加によりまして、資産が増加しているという状況ですので、直近で11兆186億円ということで、昨年よりも規模が拡大しているという状況でございます。責任準備金につきましても、在籍者が増加しておりますので9兆3530億円ということで、こちらも昨年度よりも増加しているということでございます。利益剰余金は、先ほども申し上げたとおり、2557億円ということで、昨年度に比べると少し減っておりますけれども、そういった形での貸借対照表になってございます。

次のページが、損益計算書でございますが、こちらも加入者の増加、在籍者の増加によりまして、資産が増加しておりますので、共済事業掛金等収入、6637億円ということでございます。資金運用収入につきましては、内外の株式等の市場の影響等によりまして、916億円ということで、昨年度2309億円でございましたが、こちらは減少しております。それから、責任準備金の繰り入れですけれども、こちらも在籍者の増加によりまして2463億円ということで、昨年度よりも増加している状況でございます。

引き続きまして、当面の課題を考えるに当たっての材料として御紹介させていただきます。まず、16ページですけれども、小規模企業共済の運営費用につきましては、業務等経理にしておりますけれども、以前から国の運営費交付金では足りないということで、出資金の運用益等、共済貸付制度を管理する融資経理から繰り入れで賄ってまいりましたが、平成26年度からはこれだけでも賄い切れないということで、業務等経理の利益剰余金で補てんしてきたということでございます。しかしながら、その剰余金による補てんというのも平成30年度までしか可能ではないという状況で、今年度には運営費用が不足する見通しという状況でございます。

さらに、その下にございますけれども、財務省のほうから平成27年度予算執行調査で御指摘を受けておりまして、この委員会でも何度か御報告させていただいておりますけれども、受益と負担の関係を一層考慮して運営を行っていくことが適当であるという指摘でございます。機構の次期中期計画期間、これは今年度から5年の期間でございますけれども、この期間以降はその運営に要する経費について、その収入をもって支弁することを基本とする運営を行うべきという御指摘を受けておりまして、基本的には自収自弁でやっていくべしということでございますので、今後国からの運営費交付金というのは一層の削減が行われる見込みということでございます。

次のページを見ていただきますと、その運営費用の状況でございます。加入者は増えておりますので、平成28年度ベースで大体60億ということになってございますけれども、そのうち人件費等は10億円程度、事業費が50億円程度ということになってございます。これ

を運営費交付金で大体37億円程度、剰余金で21億円程度ということで賄ってきておりましたけれども、今後運営費交付金はその右側にありますように減っていくという見通しでございます。剰余金の部分につきましては、給付経理からの繰り入れということで対処していくことで考えておりますけれども、一方でこの費用の削減というのは毎年進めているところでございます。50%強を機構の業務費用が占めておりますけれども、こちらについても毎年削減を進めてございます。さらに、委託機関への手数料などにつきましても、平成30年度から手数料体系の見直しを実施してございますので、約3億円の削減を見込んでいるところでございます。

次のページを見ていただきますと、「給付経理からの業務等経理への繰入れ」ということで、平成27年12月のこの小委員会におきまして、給付経理から業務等経理への繰り入れを可能とすることを御了承いただきましたので、その翌年平成28年4月に省令改正を実施しております。今年度から、実際に繰り入れを行うことが必要となりましたので、平成29年12月の小委員会におきまして、付加共済金の原資の計算から、当該繰入額を控除するということについて御了承いただいておりますので、省令の手当てを今年の3月に行ってございます。

続きまして、「事務・システム改善の必要性」ということですけれども、現在の機構のシステムが非常に古い、昭和61年に導入されたものでございます。こちらは現金収入を前提にしているとか、あるいは非常に古いプログラミング言語を使っており、それに対応できる技術者の確保が大分困難になってきているという状況にございます。さらに、非常に制度改正が度重なっておりますので、複雑化しております。障害が発生したときに原因究明に時間がかかるとか、さまざまな問題が生じている状況でございます。したがいまして、今期の中期目標・計画において、先ほど申しましたように今年度に始まっているものでございますが、事務・システム改善に着手するということを記載させていただいておりますので、今年度から5年のうちにシステム改善に着手するという準備を現在行っているところでございます。こちらはかなり大規模な改修になりますので、費用につきましてもかなりの額がかかると予想されておりますが、これは今後システム設計をしていく中で、具体的な金額というのは明らかになっていく状況でございます。

以上を受けまして、資料3をご覧になっていただければと思います。

今後のこれらの状況を受けまして、見直しのやり方でございますけれども、この小委員会で議論する前に、少人数で検討会という形でまずは議論をして、それをこの小委員会にフィードバックさせていただくという形で進めさせていただければと考えております。その中で、今申し上げたような状況を受けまして、(2)の検討事項のところに書いてございますけれども、まずは予定利率を見直す必要があるかどうかという点につきまして、現在機構のほうで剰余金の今後の見通しについてさまざまな前提を置いてシミュレーションをやっております。そのシミュレーションなどをお示ししながら、予定利率の見直しの必要性についてあるか、ないかという点をまずは御議論いただきたいと思っております。

それから2つ目につきましては、先ほど申しましたように運営費交付金、国からのお金 が減っていくという状況でございますので、この交付金に依拠しない運営のあり方がどう いうものがあるかという点について、御議論いただきたいということでございます。

3つ目ですけれども、その前提になるものでもありますけれども、業務改善に伴って事 務の効率化策をいかにとっていくかということを御議論いただければと考えております。

以上の3つの議題につきまして、検討会のほうでまずは結論を出したいと思っております。スケジュールといたしましては、来月の上旬ぐらいに立ち上げさせていただいて、おおむね3回ぐらい開催をして、年明けに一定の結論を出したいと思っております。その後、小委員会に御報告をさせていただくということを考えております。

私のほうからは、以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、これも御意見、御質問があれば御自由にお 出しいただければと思います。

どうぞ、堤委員。

○堤委員 先ほどの、資料2のところの共済制度の現状というところで、今後その交付金が減っていく中で、どう対応していくかというような御説明がありました。前回の会議の中で、給付経理等への繰り入れと、要は、運用していくところで足りない部分は回していっているものの中からというところに関しては致し方ないだろうという形で、納得しましたが、2番目の事務システムの改善の必要性というところに関して述べたいと思います。老朽化しているものを変えていかなければいけないということについて、これも運用をしているものの中から、自助努力で自分達でやれというのはちょっと横暴ではないでしょうか。やはり国が小規模事業者を支えるために作っていただいた制度です。今そのほかの国民年金基金とかいろいろ調べてはいたのですが、例えば厚生年金とか全てのものが全部自助でやれということであればわかりますが、厚生年金等のいわゆる雇用されている方から比べて、自営でやっている方々というのは非常に公的に守られているものが少ないと感じています。その中で、こういった基幹のシステムまで全部、運営運用のところから、自分達で見なさいよというのはあまりにも乱暴ではないかと思います。

常々のものに関しては、受益者負担でしようがないと思うのですが、もともとつくっていたシステム構成等を新しくしなければいけないというものに関しては、やはり国が負担すべきと考えます。創業支援するのであれば、若い方でも安心して、共済に加入してもらえるようにするために、年金問題の二の舞みたいなことはしてはいけないと思います。ここの必要性に関してと、常々の運用とは別建てで論議すべきではないかと思いまして意見させていただきました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございました。何かコメント、ほかにありますか。

○岡田小規模企業振興課長 堤委員、御指摘ありがとうございます。

御指摘のような点はあろうかともいますので、他方、ほかの似たような制度について、こういったシステム改善というのは行われているところもございますので、そういったほかとの並びなども、先ほどお調べいただいていると聞きましたけれども、我々のほうでもその辺をよく研究させていただいて、検討会のほうでどういった負担関係にしていくか、あるいはどういうふうに経理していくかという点も含めて検討していきたいと思っておりますので、改めまして検討会のほうでもしっかり議論したいと思います。

ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

鹿住委員、どうぞ。

○鹿住委員 済みません。幾つかあるのですが、まずは検討事項の1、それから3に関してなのですが、長期的に見ると恐らく予定利率、今の1%を維持するのは大変厳しい状況というのは、よく理解できると思います。ただ、この場に、この共済小委員会に共済契約者の代表の方というのは委員としていないわけです。そうしますと、私ども委員会のほうで、あるいは中小企業庁さんや機構さんのほうで、要するに契約者から見ると、不利益改正というのを決定するということになります。

一時期、生命保険なども、かなり契約者に対して情報開示と、例えばなぜこういう利率になっているのか、こういう状況なのかというのをかなり明確に示していました。生命保険のほうは契約者の代表者が総代という形でいらっしゃるので、代表して意見を述べる場があるわけです。この制度については、委員の中に個人的に共済契約を結んでいらっしゃる方、加入していらっしゃる方はいるかもしれませんが、オフィシャルには意見を述べる場がないわけで、その辺りは十分契約者に配慮するということと、もし今後いろいろな制度改正あるいは予定利率見直し等するのであれば、十分な情報開示、説明責任をもって行っていく必要があるのではないかと思います。

もう1点が、システムの改修と業務改善なのですが、これも今までもその色々な制度の 改正に合わせて少しずつシステムの改修をされてきたと思うのですが、今後、やはり運営 の費用を給付経理のほうから出すということであると、一層の業務効率化というのを求め られて、それを踏まえたシステムの開発にしていただきたいということです。

例えば、今も加入の申込書を手書きで書いていただいたものをパンチ入力で、それも30何年前と変わらずずっとやっているわけですが、それも今どきでしたらパソコンとかスマートフォンから自動で入力ができるとか、それから掛金の支払いも、先ほどおっしゃったように、現金を前提としたシステムになっているということですが、今どきQRコード決済とかコンビニ支払いとかいろんな方法がございます。今すぐではなくても、やはりそれを念頭に置いた、視野に入れたシステムというのをある程度先に組んでおかないと、ではこれもやります、あれもやりますといったときに、その都度改修せざるを得ないという状況

になり、また改修費用がかさむということになりますので、少し先のことも見据えたシステムの開発をしていく必要があるのかなと思います。

もちろんセキュリティー面の確保というのは最重要課題ではあると思うのですが、一方で業務の効率化ということを念頭に置いたシステム開発というのをぜひ行っていただきたいと思います。

それと、済みません、もう一点です。この加入者の対象なのですけれども、昨今、働き 方改革で、多くの会社が副業なり兼業を認めるようになってきているわけです。副業とし て、あるいは会社に籍を置きながら兼業するという形で、個人事業を始めるという方もい らっしゃると思うのです。

税務署に対する個人事業の開始届というのが、主たる収入が自営業からの収入でないと だめということなのか、形上自営業を始めるのであれば誰でも開始届が出せるのか、その 辺は私も詳しくは存じ上げないのですが、副業や兼業でも個人事業の開始届が出せるので あれば、こちらの小規模企業共済も加入ができるということになるかと思います。

そういった場合に、例えばずっと副業で個人事業をやっていくというだけではなくて、一時的には休業しますとか、廃業でないとしても休止しますというときに、被雇用者として収入を得ている、厚生年金に入っていますという方が一時的に小規模企業共済にも並行して入れるのか。あるいは転職というか、前をやめて個人事業一本になったときに、休止していたのをまた開始するといったことができるのか、将来的にそういった制度改正というのも、もしかしたら視野に入れないといけないということになるかもしれません。働き方改革の一環で、働き方が多様になりますので、それに対する対応というのも少し念頭に置く必要があるのかなと思います。

以上です。

- ○山本委員長 ありがとうございました。事務局から、何かコメントはありますか。
- ○岡田小規模企業振興課長 御指摘ありがとうございます。

十分な情報開示という点については、御指摘のとおりだと思いますので、予定利率をも し見直す必要があるということになった場合には、パブリックコメントなども含めて十分 に情報提供して、加入者の皆様の御意見も伺いながら対応をしてまいりたいと思っており ます。

それから、システム改善に当たって先を見据えた改善をということですけれども、まさに御指摘のとおりだと思います。今回業務の効率化という点につきましても、議題に入れさせていただいておりますのは、まさにこれからシステム改善をしていくということでございますので、そういった業務効率化あるいはそのほかの制度改正について、このタイミングで入れておかないとシステムに反映できないということがございます。ここで、将来を見据えた、御指摘にあったような、パソコンで入力ができるようにするとか、現金支払いがどうなのかという点も含めて広く御議論いただいて、システム改善のほうにも生かし

て、対応していきたいと思っております。

それから、加入者の対象につきましても、御指摘のとおり、副業・兼業のフリーランスという方も増えてきておりますので、まさに現状においては、加入のときに給与所得があるという方については加入できないという形で運用しておりますけれども、果たしてこのままでいいのか。あるいは先ほど申しましたように、加入者が高齢化している状況もございますので、その中でフリーランスは比較的若い方が多いかと思いますけれども、そういった方に入ってきていただいて、全体の中でバランスをとっていくということも必要かなとも思いますので、こちらについても検討会のほうで議論したいと思っております。

ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

どうぞ、井出委員。

○井出委員 今、鹿住委員からおっしゃられたお話に関連するのですけれども、素朴な疑問で恐縮です。

3ページで小規模企業の実数自体が下がっていっているのですけれども、実際に、足元の新設法人の法人設立数は右肩上がりに上昇していて、13万と言われている状況です。ここら辺のギャップというか違和感があって、このあたりについての仕組みというか、どういう具合でこうなっているのかというのは、おわかりになりますでしょうか。

- ○山本委員長 お願いします。
- ○岡田小規模企業振興課長 やはり、小規模企業者につきましては、かなり経営者の方の 高齢化が年々進んでおりますので、そういった中で地方は特にそうですけれども、後継者 の方がいらっしゃらないという状況でございますので、小規模企業者の数というのは右肩 下がりで落ちているという状況です。創業が増えているとしても、それ以上に残念ながら 廃業が増えているという状況でございますので、これは共済に限らずですけれども、廃業 あるいは後継者をどうしていくかという事業承継の点につきましては、中小企業庁として も大きなテーマだと思っておりますので、こういったことへの対応というのは考えていき たいと思っております。
- ○井出委員 ありがとうございます。

続けてコメントをよろしいですか。

今おっしゃられたところで、私は日本アクチュアリー会で長寿の担当をしているのですけれども、人生100年と言われる流れの中で、マルチステージ、職業を移るというところが言われていて、この設立企業の増加も結局その一つの現れなのかと思います。だから、総数が減っていったとしても中身が新陳代謝をしているのであれば、鹿住委員からもお話がありましたが、ほかの制度との接続、つながっていくように、小規模企業共済が小規模の事業主の退職金であるという位置づけからしても、そういった多様化に対応する仕組みづくりが重要なのかなと思います。

以上、コメントです。

- ○山本委員長 ありがとうございます。荒牧委員、どうぞ。
- ○荒牧委員 抽象的な質問で恐縮なのですが、今10年間かけて昔の1兆円近い欠損をプラスにした状態で見直そうという議論をしているわけなのですけれども、仮にリーマンショック級のものが起きて、大きく市場環境が変わった時に、今見直そうとしている論点に追加して、どのようなことを考えていかなくてはいけないのかなと。

というのは、巷で、再びリーマンショック級のものに繋がる可能性があるといわれている金融機関もあり、それがもし本当に実現したときに大丈夫かなというのをすごく心配しております。今はもちろん市場環境も良くなって、剰余金がプラスの状態での議論なのですけれども、そういった最悪の状態を考えて、論点を検討していったほうがいいのではないかなという意見です。

- ○山本委員長 何か、コメントはございますか。
- ○岡田小規模企業振興課長 ありがとうございます。

先ほども少し申し上げましたけれども、現在、機構のほうで外部に委託をして、さまざ まなストーリーを、前提を起きながらシミュレーションをしている状況でございます。

通常起こりそうな確率で、こういう形で剰余金が推移していくというものに加えて、かなりのマイナスのインパクト、あるいはプラスのインパクトというものがもしあった場合にはこうなるでしょうというのも含めて、今、シミュレーションしているところでございます。

したがいまして、今おっしゃったような点も、どこまでそこにインパクトの規模が大きくなるかというのはあるかと思いますけれども、一応そういうのも踏まえてシミュレーションをしているところでございます。結果につきましては、検討会でまずはお示しさせていただいて、その上で予定利率の見直しが必要あるかどうかという点について、御議論いただければと思っております。

ありがとうございます。

- ○山本委員長 よろしいでしょうか。それでは、小野委員、どうぞ。
- ○小野委員 ありがとうございます。

私からは、つまらないことで恐縮なのです。前も遠回しに御指摘申し上げました。倒産防止共済の資料と、小規模企業共済の資料を拝見すると、業種別というのがあるのですけれども、倒産防止共済は新規加入者の業種別分布になっておりまして、こちらは在籍者になっているのです。こういった統計というのは、基本的に平仄を合わせていただきたいというお願いです。

もう一点なのですけれども、これもつまらないことで恐縮ですが、14ページのポイントの御説明の中で、貸借対照表の1つ目ですけれども、「運用可能資産が増加」となっておりますけれども、その括弧内の資産の額は昨年度のほうが大きいですね。ここは御確認い

ただいたほうがいいかなということです。

以上、その2点です。

○山本委員長 ありがとうございます。

確かに、小野委員から以前、御指摘があったような気もしますが、その点はつくり方、 新規加入と在籍者両方出すかどうか。

あとこの資産額が、昨年に比べては減っているということはどうですか。

○岡田小規模企業振興課長 済みません。

機構のほうで何かわかりますか。加入者が一昨年より増えている中で、去年の貸借対照表について規模がむしろ減っているという点について、何か要素というのはありますか。 〇中小機構飯田共済事業推進部審議役 申しわけございません。

貸借対照表の資産額で申し上げますと、確かに減っております。

こちらのほうは確認させていただきますが、大きな要因としては、運用有価証券信託というレポをやっています。これが二重計上する形になるので、そこの影響かと思われます。

明確なお答えができず申しわけありません。こちらも確認をさせてください。

先ほどの件で確認がとれたので、倒産防止の当期損失の件ですけれども、こちらはやはり減価償却でございます。平成30年度に自己資金で取得した資産が約1.2億円、こちらが現行法改正でシステム開発をしたものです。それに対して、30年度の自己資金取得部分の減価償却費用が1.5億円ということでマイナス2900万、そちらが利益剰余金のほうから消されるという形で構成されています。

倒産防止だけでなく小規模もそうなのですけれども、例えば13ページにあります≪融資経理≫の赤、当期総利益△688がございますが、こちらのほうもやはりシステム開発をした場合の減価償却が中心となります。ただ融資経理は固定費である人件費含め自己資金で全て賄っていますので一般貸付けが出ていない状況では金利収入が減少し、かつ手数料の支払いが多い。この2つの要因で約688という状況になっています。

≪業務等経理≫、こちらのほうも当期総利益の赤は全て減価償却という形になっております。

括弧書きのところにつきましては、改めて確認させていただければと思います。申しわけございません。

- ○山本委員長 小野委員、どうぞ。
- ○小野委員 ありがとうございます。

私が確認したいのは、倒産防止共済の中の、いわゆる本来の業務、基金の財政です。

つまり、この事業を行う業務関係以外の財政というのを見た場合に、この年度はプラスだったのか、マイナスだったのかというのが、いま一つわからなかったものですから、むしろそちらを確認したかったということです。

- ○山本委員長 どこを見れば、それがわかるのかということですね。
- ○小野委員 そうです。

- ○中小機構飯田共済事業推進部審議役 倒産防止の9ページ目、左の箱の≪基金経理≫、 こちらの完済手当金準備基金繰り入れ、ここのところが繰り入れになっていますので、これでプラスという状況になります。
- ○山本委員長 赤字だと、戻入になる。
- 〇中小機構飯田共済事業推進部審議役 赤字だと、今度は戻入になります。

ここの完済手当金準備基金のところに変動が出るという感じで、見ていただけばと思います。

- ○山本委員長 よろしいでしょうか。
- ○小野委員 はい。
- ○山本委員長 それではほかに、いかがでしょうか。 河原委員、どうぞ。
- ○河原委員 先ほど井出さんから言われていました、新設法人が13万社あると、やはり12万か13万、増えてきております。ただ、法人なのですよね。こちらに入っているのは、中小企業数というのは個人も入るのですかね。ですから、従来より株式会社を創ることに関しましては、非常に簡易になっておりますから、資本金も減りました。要するに、法人数は増えておるのですけれども、個人で事業を始められる方はそんなに増えていないのであろうということです。確かに私もずっと思っていたのですが、法人は増えているのですけれども、企業数が増えないというのはどういう意味かなと思っていたのですが、そういう意味があるのだと思います。

ですから、昨年までは東北地区が新設法人結構増えたのです。補助とかいろんなものがあったのだと思います。去年くらいに少し止まってしまっています。もう時限で7年たってくると終わってきた、つくる必要がなくなってきたのだと思いますし、サービス業がやはり35%くらいを全体に占めておりますから、新設法人だって、今、従来のような個人の販売店とかそういったものをやるという意識はだんだん薄れてきて、現実に成り立たないという状況になっているので、総数は減っているのだろうなと思っております。

私の考えだけで申しわけない。

- ○山本委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。概ね、よろしいでしょうか。何かわかりましたか。
- ○中小機構飯田共済事業推進部審議役 確認がとれましたので、報告させていただきます。 運用有価証券信託という我々の持っている債券を、信託した上でマーケットにもう一度 貸し出して、少し利ざやを稼ぐという運用を行っております。こちらで貸し出した債券の 額が、貸借対照表では、我々が持っている債券にプラスして計上する形になっています。 去年貸し出せたものよりも、今年貸し出せたものが減少しているので、実際の資産が減っ たというよりは、貸し出せた債券の資産に計上する額が減っている状況ということです。 運用有価証券信託の会計上の表記方法により総資産額が落ちたというように御理解いただ

ければと思います。

- ○山本委員長 小野委員、いかがですか。 わかりにくいですね。
- ○小野委員 書き方は変えたほうがいいですね。
- ○山本委員長 確かにそうですね。ややわかりにくいところは、残るような気がします。
- 〇中小機構飯田共済事業推進部審議役 表現の仕方が、少し誤解を招く書き方で申しわけ ございません。
- ○山本委員長 よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。概ね、よろしいでしょうか。

それでは、資料3の5年見直しの検討の進め方についてという部分でありますが、基本的にはこの検討会、専門家による検討の場を設置して、その検討の成果について当小委員会に報告していただき、改めて議論をするという形で、見直しの検討を進めていくというところについては、特段の御異論はなかったということでよろしゅうございましょうか。

(委員首肯)

○山本委員長 それでは、小委員会としてはこの資料3のような形で、今後の検討を進めて参りたいと思います。

検討会に所属いただく委員の方々におかれましては、このような形で検討スケジュールがかなりタイトなものであるということになります。大変御苦労をおかけいたしますが、どうかよろしく御検討のほどお願い申し上げます。

それでは以上で、本日の予定の議題は、終了したということになろうかと思います。 最後に、今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○岡田小規模企業振興課長 ありがとうございます。

小規模企業共済の5年見直しの検討につきましては、先ほど申し上げましたとおり、検討会によりまして、来月から始めさせていただきます。年明け1月頃をめどに取りまとめを行いたいと考えておりますので、その報告という形で来年の1月頃に、この共済小委員会をもう一度開催させていただければと思っております。

そこで御議論いただいて、最終的な取りまとめの報告案ということで、もう一度更に開催させていただきまして、そちらのほうを3月の前半ごろにと考えております。委員各位におかれましては、事務局から別途、スケジュールについて連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○山本委員長 それでは、本日はこれをもちまして、終了とさせていただきます。 長時間にわたり、熱心な御討論をいただきまして、誠にありがとうございました。